

○大和町空き家・空き店舗バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和町内における空き家及び空き店舗の有効活用を通して、移住及び定住の促進及び商業振興等による地域の活性化を図るため、大和町空き家・空き店舗バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として取得し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）建物及び現に使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）店舗で、町内に所在し、利活用できるものをいう。ただし、賃貸や分譲を目的として建築されたものを除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、業として土地及び建築物の売買、仲介及びあっせん等を行う者を除く。
- (3) 利用希望者 空き家等の購入又は賃貸等により、当該空き家等を利用しようとする者をいう。ただし、業として土地建築物の売買、仲介及びあっせん等を行う者を除く。
- (4) 空き家・空き店舗バンク 空き家等の売買又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報と、利用希望者の申込みにより登録された情報を、双方に紹介する事業をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き店舗バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込等)

第4条 空き家・空き店舗バンクの登録を希望する所有者等（以下「登録希望者」という。）は、大和町空き家・空き店舗バンク登録申込書（様式第1号）及び大和町空き家・空き店舗バンク登録カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査の上、登録を適当と認めるときは、登録番号を付して、大和町空き家・空き店舗バンク物件登録台帳（以下「物件登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 同条第1項の規定に関わらず、次に掲げる者は申込みをすることができない。

- (1) 大和町暴力団排除条例（平成25年大和町条例第6号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者
- (2) 大和町暴力団排除条例（平成25年大和町条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は前項の規定による暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (3) その他、町長が適当でないと認めた者

4 町長は、同条第2項の規定による審査の結果を、大和町空き家・空き店舗バンク登録審査結果通知書（様式第3号）により、当該登録希望者へ通知するものとする。

5 町長は、同条第1項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家・空き店舗バンクに登録することが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して空き家・空き店舗バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家等の登録事項の変更)

第5条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた登録希望者(以下「登録者」という。)は、当該空き家等の登録事項に変更があったときは、大和町空き家・空き店舗バンク登録変更届(様式第4号)及び登録事項の変更内容を記載した大和町空き家・空き店舗バンク登録カード(様式第2号)により、速やかに町長に提出しなければならない。

(空き家等の登録の取消し)

第6条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、物件登録台帳から空き家等の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から大和町空き家・空き店舗バンク登録抹消届(様式第5号)の提出があったとき。
- (2) 空き家等に関する売買又は賃貸契約の成立が確認されたとき。
- (3) 登録事項に虚偽があったとき。
- (4) 登録の日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込み行うことにより、再登録したときは、この限りでない。
- (5) 空き家等の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (6) その他、町長が登録を継続させることが適当でないとき。

2 町長は、前項の規定により、空き家等の登録を取り消したときは、当該空き家等の登録者に対し、大和町空き家・空き店舗バンク登録抹消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(利用希望者の登録申込等)

第7条 空き家・空き店舗バンクの登録を希望する利用希望者は、大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録申込書(様式第7号)及び誓約書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められたときは、大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録台帳(以下「利用者登録台帳」という。)に登録するものとする。

- (1) 大和町の住民基本台帳に記録して空き家等に定住し、地域の一員として自覚をもって生活する意思がある者
- (2) 空き家等に一定期間又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活する意思がある者
- (3) その他、町長が認める者

3 前項の審査の結果、第4条第3項に該当する者であったときは、町長は、当該利用希望者の登録をしないものとする。

4 町長は、同条第2項の規定による審査の結果を大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録審査結果通知書(様式第9号)により、利用希望者へ通知するものとする。

(利用者に係る登録事項の変更)

第8条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録変

更届（様式第10号）により、速やかに町長に提出しなければならない。

（利用者の登録の取消し）

第9条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、利用者登録台帳から登録を取り消すものとする。

- (1) 利用希望者から大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録抹消届（様式第11号）の提出があったとき
- (2) 売買又は賃貸契約の成立が確認されたとき
- (3) 登録事項に虚偽があったとき
- (4) 利用登録の日から2年を経過したとき。ただし、改めて利用登録の申込みを行うことにより、再登録したときは、この限りでない。
- (5) その他、町長が利用登録を継続させることが適当でないとしたとき

2 前項に規定する、利用者の登録を取り消したときは、当該利用者に対し、大和町空き家・空き店舗バンク利用者登録抹消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（空き家等の情報提供等）

第10条 町長は、空き家等の登録情報を大和町ホームページへの掲載、空き家・空き店舗バンク所管課での物件登録台帳の閲覧その他の方法により、空き家等情報を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない情報提供の方法については、この限りでない。

2 物件登録台帳に登録された空き家等について、購入又は貸借の交渉を行おうとする利用者は、大和町空き家・空き店舗バンク利用交渉申込書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該空き家等の登録者及び前項の申込みをした利用者（以下「当事者」という。）に大和町空き家・空き店舗バンク利用交渉連絡通知書（様式第14号）により、通知するものとする。

4 前項の規定による連絡を受けた当事者は、速やかに連絡を取るものとし、その経過を町長に報告するものとする。

5 登録者は、利用者と売買又は賃貸の交渉を行ったときは、その結果について、大和町空き家・空き店舗バンク交渉結果報告書（様式第15号）により、町長に提出するものとする。

（空き家等の交渉、契約等）

第11条 町長は、前条第3項に規定する連絡を除き、当事者間における空き家等にかかる交渉、契約等には、関与しないものとする。

2 交渉、契約等に係る苦情及び一切のトラブル等については、当事者間において解決しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 当事者は、空き家・空き店舗バンクにより取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次に掲げる各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益又は不当な目的のため取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複製又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損又は滅失することのないよう適正に管理すること。

- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に破棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい，毀損，滅失等の事案が発生した場合は，速やかに町長に報告し，その指示に従うこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，告示の日から施行し，平成28年8月1日から適用する。